

一般財団法人稚内市体育協会表彰規程細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)定款第4条第5号の規定に基づき、稚内市における体育・スポーツの健全な普及発展と進歩・向上を促進する目的をもって、その目的に特に貢献した者を表彰し、その名誉を顕彰するために定める。

(表彰の種類)

第2条 この協会は、本市体育界に特に功労のあった者に功労賞を、功績のあった者に功績賞を、競技会において偉勲をたてた者に有功賞を贈与する。

第2章 功 労 賞

(対 象)

第3章 功労賞は、本市体育・スポーツの普及発展に特に貢献した個人に贈与する。

(受賞資格)

第4条 功労賞を授与される者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 本市体育界全般、若しくはその地域社会の体育・スポーツの発展に特に功労のあった者。
- (2) 功労賞を授与される者は、60歳以上でおおむね15年以上加盟団体の発展に功労のあった者。
- (3) この協会、あるいは加盟団体の発展に特に功労のあった者。

第3章 功 績 賞

(対 象)

第5章 功績賞は、本市体育・スポーツの普及発展に寄与した個人に贈与する。

(受賞資格)

第6条 功績賞を授与される者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 本市体育界全般、もしくはその地域社会の体育・スポーツの発展に特に功績のあった者。
- (2) 功績賞を授与される者は、46歳以上でおおむね20年以上加盟団体の発展に功績のあった者。ただし、女性についてはおおむね15年以上とする。
- (3) この協会、あるいは加盟団体の発展に特に功績のあった者。

第4章 有 功 賞

(対 象)

第7章 有功賞は、競技者個人または競技団体に贈与する。

(受賞資格)

第8条 有功賞を授与される者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 全道的統括競技団体(高体連、中体連を含む)が主催する北海道大会及びそれ以上の権威ある競技会において優勝した競技者または団体。
- (2) 北海道大会に連続3年間、上位(準決勝)を獲得した競技者または団体。
- (3) 全道記録を樹立した競技者または団体。
- (4) 全国大会予選会(北海道大会)に出場し、ベスト4以上の成績を納め、全国大会の出場権を得た競技者または団体。
- (5) 全国的統括競技団体から公式の表彰を受けた競技者または団体。

(6) 被表彰者であってその後の成績が前回より上位の成績で、特に必要と認めた時は再表彰することができる。

ただし、同一大会において同等の成績の場合は、受賞資格に該当していても再表彰しない。

第5章 特別賞

第9条 功労賞、功績賞、有功賞の他に会長が特に必要と思われる個人または団体に特別賞を贈与することができる。

第6章 感謝状

第10条 加盟団体において、長年にわたり協会発展に寄与した個人に感謝状を贈与することができる。

第7章 選考及び贈与

第11条 この協会の理事は、協会会長(以下「会長」という。)が別に定める月までに表彰候補者を調査し、別記様式により書類を会長に提出しなければならない。

2 表彰候補者は、その年の表彰日において、1年以上稚内市に在住している者でなければならない。ただし、有功賞の表彰候補者は、表彰事績の対象となった日において、稚内市に在住している者でなければならない。

(表彰候補者の選考)

第12条 この協会の会長は、表彰候補者の選考を協会理事会(以下「理事会」という。)に諮りこれを審議決定する。

(表彰の方法)

第13条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、これを遺族関係者に贈与するものとする。

(表彰の時期)

第14条 表彰は、会長が定める日に行う。

第8章 補 則

(記録保存)

第15条 この協会は、表彰に関する一切の書類を永久に保存するものとする。

(規定の改訂)

第16条 本規定の改訂は、理事会の承認を要する。

(細 則)

第17条 この規定の定めるものの他必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規定は、平成23年4月1日より施行する。

2 この規定は、平成24年4月1日より改訂施行する。